

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		平成22年度 基本計画策定委員会(第5回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成22年9月21日(火) 15時00分~16時00分
開催場所		第2委員会室(本庁舎4階)
議題		(1)将来推計について 1)人口推計 2)財政推計 3)定員管理
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条第1項第5号による
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・区民部長・文化商工部長・図書館担当部長・清掃環境部長・保健福祉部長・健康担当部長・子ども家庭部長・都市整備部長・土木部長・会計管理室長・教育総務部長・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長・区議会事務局長
	幹事	施設計画課長
	説明者	企画課長・財政課長
	事務局	企画課企画調整グループ係長

審議経過

《案件の説明》

(1) 将来推計について

説明者： 資料に基づき、「人口推計」「財政推計」について基本計画策定委員会委員に説明。
「人口推計」については、変化率や出生率を強め、弱めにそれぞれ見ることによって推計がかなり変化する。中位の数値を審議会に示したい。

平成 23 年度以降の収支見通しについては、今後、23 年度予算と並行し、その後の 4 年間の経費見通しを見積り、精査する作業を行う。特に、「特別交付金」は今後の景気の動向に大きく左右されるものであり、幅を持たざるを得ず、非常に大づかみの暫定的な試算である。

《主な意見と質疑》

副区長： 将来推計は本来なら最初に行うべきではないか。

事務局： 最初は前期 5 年の復習とし、将来推計を見て後期事業量を算定する予定である。

委員： 推計の方法はいままでと違うのか。

事務局： ほぼ同じである。

委員： 強めと弱めの差はどこにあるのか。

事務局： 変化率を過去何年遡るかによって増減に差が出る。

委員： 人口推計により、施策へどのような影響がでるのか。

事務局： 例えば、年少人口が増えれば、保育園や学校などの施策に影響が出る。

委員： こうした推計がスタンダードなのか。

事務局： 国立社会保障・人口問題研究所においても出生率、死亡率のいくつかの組み合わせの基に人口推計を出しており、最終的に公表するのは中位となっている。

副区長： 審議会の委員にも、そうしたことがわかるように説明してもらいたい。

委員： 外国人はどうなっているか。

事務局： 外国人の推計は困難である。現状維持で資料を作成する。

委員： 高齢者の割合の伸び率が低いのではないか。

事務局： 確かに高齢者人口は増えているが、死亡率から推計される死亡数もふえる。そうしたことから資料のような数値となっている。

委員： この財政見通しが今後 5 年間の施策にどのように影響するのか。

事務局： 一般行政経費と投資的経費にどの程度使えるかを前提としたうえで、今後 5 年の事業量の算定を行う。

副区長： 人口については、説明の仕方を工夫してもらいたい。審議会が出た意見に対する修正はいつ頃出す予定なのか。

事務局： 後期 5 年の事業量を出す際にこれまでの意見を反映しなければいけない部分については示すが、全体としては後期基本計画の素案の際に修正点に関する対比表を付けて示したい。

会議の結果	今回の資料を第 4 回の審議会に提出する。 ⇒決定
-------	----------------------------------

提出された資料等	<ul style="list-style-type: none">・後期基本計画体系案と現基本計画体系比較表（商工分野）・後期基本計画体系案と現基本計画体系比較表（文化分野）・後期基本計画成果指標(案)・人口推計・財政推計・新定員管理計画《概要版》
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------